

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日
新 庁 舎 1 0 4 会 議 室

平成 2 2 年第 2 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成 22 年第 21 回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成 22 年 11 月 11 日 (木)

開会 午後 1 時 30 分

閉会 午後 2 時 00 分

2 場 所 新庁舎 104 会議室

3 出席委員 中 村 祐 治

宮 田 由 香

澤 利 夫

田 中 健 一

古 岡 邦 人

署名委員 古 岡 邦 人

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育総務課長 小林 健司

生涯学習推進センター長 五十嵐敏行

教育部長 近藤 忠信

統括指導主事 堀田 直樹

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 3 0 号 立川市指定文化財の指定解除について

2 協議

(1) 教育委員会教育目標の一部改定について

3 その他

平成 2 2 年第 2 1 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日

新 庁 舎 1 0 4 会 議 室

1 議案

(1) 議案第 3 0 号 立川市指定文化財の指定解除について

2 協議

(1) 教育委員会教育目標の一部改定について

3 その他

開会の辞

- 中村委員長 平成22年第21回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員ですが、古岡委員、お願いいたします。
- 古岡委員 はい。
- 中村委員長 よろしくをお願いいたします。
本日は、議案1件、協議1件、その他は、1件は確認しておりますが、その他ございましたら議事進行過程で確認していきたいと思います。
事務局の出席者の確認を、近藤教育部長、お願いいたします。
- 近藤教育部長 本日の出席者でございますが、教育部長近藤のほか、説明課長として教育総務課長、生涯学習推進センター長、及び統括指導主事の堀田でございます。
- 中村委員長 よろしくをお願いいたします。

議 案

(1) 議案第30号 立川市指定文化財の指定解除について

- 中村委員長 まず、議案から入っていききたいと思います。
議案第30号、立川市指定文化財の指定解除について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。
- 澤教育長 議案第30号についてご説明申し上げたいと思いますが、本件につきましては、本年の6月10日に立川市指定文化財の指定解除について、立川市文化財保護審議会に諮問いたしました。
その結果、お手元にございます答申書を平成22年11月2日夕刻、私のほうで受領いたしましたので、その結果に基づいて、今回の指定解除についての議案でございます。
詳細は、五十嵐生涯学習推進センター長から説明をさせます。
- 中村委員長 経過と概要について提案いただきました。
それでは詳細について、五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。
- 五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第30号、立川市指定文化財の指定解除について、ご説明申し上げます。
ただいま教育長のほうから経過を報告したところでございますけれども、答申の内容でございます。答申の資料をご覧ください。
砂川分水・柴崎分水取入口、巴河岸跡、残堀川旧水路跡、いずれも昭和39年8月25日に文化財指定されたものであります。
具体的には、今日配付のお手元の立川市の地図がございまして、その中で、付せんで印をつけさせていただいた部分が今回の史跡の対象となる部分でございます。一番左側のほうに砂川分水・柴崎分水取入口、そして中央の部分に巴河岸跡、その上に残堀川旧水路跡

という形になっている立川市の中での場所関係がこういった形で示されております。

また、今日配付の写真の資料、A4の縦の資料3枚でございますけれども、同じように上から砂川分水・柴崎分水取入口の写真と、2枚目につきましては巴河岸跡の玉川上水の近辺、そして3枚目につきましては、旧日産の南側の残堀川旧水路跡近辺というような形で、現時点での場所が示されているところでございます。

内容につきましては、砂川分水・柴崎分水取入口につきましては、審議会の審議の中で松中橋が完成する前には行政区域が明確でなかったために指定されたようでありますけれども、現在取入口がある場所は昭島市域となっているため、指定解除すべきである。また、指定史跡「玉川上水」、これは国の指定でございますけれども、指定範囲であり二重指定となっているため、解除すべきであるということの方向性。

また2番目につきましては、巴河岸跡、現地には河岸を推定させるような遺構は全く見られないため、指定解除すべきである。及び指定史跡「玉川上水」の指定範囲であり二重指定となっているため、指定解除すべきである。

3番目の残堀川旧水路跡につきましては、現地には旧河道を推定させるような遺構は見られないため、指定解除すべきであるという答申を受けたところでございます。

これが解除理由でございます。

事務局といたしましては、立川市文化財保護審議会の答申どおり、議案第30号、立川市指定文化財の指定解除については、立川市文化財保護条例第4条の規定により、指定解除をしたいという内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 中村委員長 ありがとうございます。答申の内容と議案の提案をいただきましたが、まず、答申内容について3点、地図と別添の写真等ございますが、それについて質問、ご意見、ありましたらお願いしたいと思います。まず答申内容についてでございます。

田中委員、お願いいたします。

- 田中委員 ただいま五十嵐生涯学習推進センター長から説明があった中で、それぞれ名称あるいは理由、指定解除にあたって説明があったわけですが、それについては妥当であると判断します。
- 中村委員長 ほか、質問はよろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

- 中村委員長 では、答申の内容については、大方これで皆さんご理解いただいたということにいたしまして、続きまして、事務局もこの答申に基づいて議案を提案するという五十嵐生涯学習推進センター長から説明がございましたけれども、議案第30号、立川市指定文化財の指定解除について、をお諮りいたします。

提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 中村委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第30号、立川市指定文化財の指定解除

について、は承認されました。

それでは、指定解除の事務手続きを今後よろしくお願いいたします。

協 議

(1) 教育委員会教育目標の一部改定について

- 中村委員長 続きまして協議に移っていききたいと思います。

協議(1)教育委員会教育目標の一部改定について、協議いたしますので、事務局より提案説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

- 澤教育長 それでは、教育目標の一部改定につきまして、少しご説明を申し上げたいと思います。

現在の教育目標ができたのは平成14年2月でありまして、それ以前は簡易なものはありましたが、当時、事務局で具体的施策を取りまとめて、提出された原案に基づきまして教育委員会で協議を行い、その後、社会教育委員の会議などの諮問機関や、文化財保護審議会などの各審議会及び小中学校の校長会から意見聴取を行いまして、立川市教育委員会の教育目標として決定をみたものであります。

そしてその6年後になりますが、平成20年2月には、心身障害教育を特別支援教育とするなどのほかに、組織名称の変更などもありまして、必要最小限度の文言の一部修正を教育長専決で行って了承されているものでございます。したがって、今回で2回目の改定ということになるわけであります。

今回の改定では、今年度、第3次基本計画あるいは分野別個別計画の策定などもありまして、また、12月には初めての学校教育振興基本計画の策定も控えておりますので、これらとの整合性を図るため、文言の修正を含めて、その一部について時点修正を行うというものであります。

教育長専決によらず、教育委員会として本来は協議、議案の手順で行うものでございまして、今回の一部改定の主な内容については、小林教育総務課長から説明をさせます。

- 中村委員長 ありがとうございます。平成14年2月にこれができてから、1回の改定の経過と、それから、今回一部改定する理由を説明していただきましたが、詳細について、小林教育総務課長、お願いいたします。
- 小林教育総務課長 それでは、教育委員会教育目標の一部改定について、ご説明いたします。

ただいま教育長よりご説明がありましたように、現在の教育目標につきましては、平成14年に教育委員会の協議を経まして決定いただいた内容で、8年程度時間が経過してございます。平成20年度に一部時点修正してございますが、大きな改定は行ってございません。

今年度、教育長よりご説明があったとおり、個別計画、学校教育振興基本計画を策定しておりますが、これら策定作業の中で時間の経過による整合あるいは修正を図る必要がございます。ここで部分修正についてご協議いただくものでございます。

資料につきまして新旧対照表をお配りしてございますので、こちらにて説明いたします。

修正内容でございますが、大きく3つの視点で改定を考えてございます。

1つ目ですが、例えば新旧対照表の1ページの中ごろにあります基本方針2:(1)2行目、「選択教科の履修幅の拡大をすすめるなど、」云々とありますが、こちらにつきましては、移行措置期間に入りましてから選択履修幅は縮小の方向でありますので、これを踏まえまして、その部分を削除いたしました。あるいは2ページの中ほど、基本方針3:(9)1行目、「完全学校週5日制へ」とございますが、こちらを削除してございます。

こういったように、まず1つ目の視点といたしまして、時間の経過を踏まえまして、現状にふさわしい表現とする改定を行いました。

続きまして2つ目ですが、数箇所表記がございますが「すすめる」の表記をひらがなから漢字表現に変更するなど、第3次基本計画や他の個別計画と表記を合わせる、こういった改定、これが2つ目でございます。

3つ目の視点でございますが、1ページの下、基本方針2:(3)1行目の表現の中で、学校の種類を学校教育法の名称に合わせる改定、あるいは2ページ上の部分、基本方針2:(6)2行目、「世界の中の日本人」とございますが、これを学習指導要領の用語に合わせ、「国際社会に生きる日本人」と改めるなど、趣旨、内容としては変更はございませんが、表現を分かりやすく的確に改めたもの、以上が3つの視点でございます。

詳細はお配りした資料のとおりでございますが、今回はあくまで来年度以降の全面改定を視野に、必要最低限の部分的な修正を内容としてございます。

以上、説明です。よろしくご協議をお願いいたします。

- 中村委員長 ありがとうございます。詳細については復唱いたしません、新しい学習指導要領に基づいて改定されたもの、それから、表記を他の個別計画と揃えたという点、学校教育法の文言に従ったという、修正の説明がございました。

それから、教育長の提案説明と重なりますけれども、今後は全面改定を視野に入れなければいけないというのは事実だと思いますが、まだ学校教育振興基本計画が策定中でございますので、そこまではいかないということで、一部改定ということで提案がございましたが、まず、一部改定の方でよろしいかどうかということを確認したいと思います。

提案理由に説明がありましたけれども、本来はもうそろそろ全面改定の時期、骨格を決めなければいけないけれど、まだ時間経過がございますので、一部改定の方でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

- 中村委員長 では、ということをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして内容について皆様のご意見を伺ってきたいと思います。感想を含めて結構です、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

- 田中委員 先ほど澤教育長、小林教育総務課長から説明があった点、その上で感想も含めて申し上げます。

今回、教育委員会の教育目標、基本方針あるいは施策の方向、見直し（案）がかなり具体的でしかも分かりやすく内容が一部改定されていると。そういう点ではこのとおり進めていただきたいと思います。

なお、今後の件ですが、これについては立川市教育委員会の教育目標あるいは基本方針については全面改定と、そういう話が先ほどありましたので、是非その方向でお願いします。

私もその辺の理由については、2006年12月、ここに教育基本法の理念、新しく改正されました。それを受けて、翌年の2007年6月、教育三法である学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法、これが改正されました。これを受けて、新しい時代にふさわしい立川市教育委員会の教育目標、基本方針ができつつあると。ですから来年度については全面改定をしていきたいと、そう思っております。

また、併せて「施策の方向」が出ていますけれども、これについては結論から申し上げると、必要ないと、私はそう思っています。それは何故かと言いますと、立川市学校教育振興基本計画、これが12月ごろ策定される予定ですし、併せてこれに係わって分野別計画が出ているわけですから、その中になんか内容としても盛り込まれます。

ですから、あえてこの中で、先ほど申し上げたような「施策の方向」を入れるとダブってしまう、二重掲載になると。そういう点で適切ではないので、来年度、全面改定にあたってはもっとコンパクトに、しかも今申し上げたような「施策の方向」は必要ないと、そう考えているところです。

- 中村委員長 今、感想的だったと思いますが3点、一つは、大方これで進めていただいてよろしいでしょうという賛成のご意見、あとは、今後これを見直していかなければいけないだろうと。それにおいては「施策の方向」は必要ないだろうと。今後、改定を進める段階でまた発言していただきたい内容だったと思いますが、3点いただきました。

これについては、特に事務局が説明する必要はないですね。

- 田中委員 ありません。
- 中村委員長 ほか、よろしいですか。

宮田委員、お願いいたします。

- 宮田委員 田中委員と同じように、全体を特に大きく方向性を変更することは必要ないと思います。ただ今後の方向として、「施策の方向」は特に必要はないのではないかということです。基本方針というものがきちっとありますので、それに基づいてアクションプランとしての「施策の方向」を考えていけばよいと思います。

我々は、この基本方針を実現する手立てとして立案された施策の点検評価というところにつながっていくかと思います。私たちのすべきことがまた明白になってきたと感じます。今後点検評価をしていくこの方針に基づいて、我々が協議していった基本方針に基づいた施策の点検評価をしていくことになると思いますので、我々のますますの研鑽というかチームワークが必要になるかということを改めて感じております。

あとは、時代の時の流れ、また様々な改定に伴ったところでの方向修正などを事務局の方

がていねいにしていただいたということは、大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

○中村委員長 原案については大方よろしいというご意見でよろしいですか。

○宮田委員 はい。

○中村委員長 私も追加いたしますと、立川市学校教育振興基本計画、先ほど澤教育長から12月に諮りたいという説明がございましたけれど、基本方針が3つになっていますし、それから、これに大方載っていますので、田中委員、宮田委員からありましたとおり、施策の方向については重複する点があるので、ですから我々は今後、教育目標はどうあるべきかと、基本理念だけ載せればいいのかとか、もう少し細かいところまで載せる必要があるかどうかということについては、今後、来年度以降、審議していきたいと思います。

もう一つ、学習指導要領が来年から小学校、再来年から中学校が全面実施になりますけれども、教育の問題は基本計画を立てたからそれでいいという問題ではなくて、やはり教室まで届くとか、先生が本当にそれで動いてくださるかとか、子どもまで届くか、そういう実態を見極めてから、それで我々が逆に見直さなければいけない、そういう教育の特性というのもあると思いますので、そういう意味でも来年あたりから見直しをするということは時期的にもいい点だと思っております。

ほか、ご意見、感想ございますか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 来年度、新しくこれについては見直しをして全面改定の方に向かうわけですが、その上で幾つかよろしいでしょうか。

1つは、立川市教育委員会の教育目標、見直し(案)の1ページですけれども、この中で四角で囲んだ中で○3つ、教育目標が具体的に出ています。

その中の○3つ目ですけれども、「自ら学び考え行動する個性豊かな人間」と。私は来年検討するにあたって、こういうところを気をつけたいと思うのですが、文部科学省及び東京都あるいは学習指導要領は、「自ら学び自ら考え」と慣用として表現されています。ですから、こういうところに気を配りながら内容を検討したらどうかと思います。

あと、子どもの「ども」ですが、ひらがなになっているのですけれども、国及び東京都のほうは漢字で表記しているのですね、公文書は。そういうところも併せて見直しをしていただきたいと考えています。

あと2ページの基本方針2、この中の施策の方向、この(1)で「子どもの特性や進路希望の多様化等に対応」と出ております。この進路希望の多様化等に対応というのは、これはむしろ「個性を生かす教育等に対応」と、そんなことで来年度検討していただきたいと思っています。

その次のところに「少人数指導を進めるなど、」と出ていて、そのあと「多様な教育を推進する」と。ここの「多様な教育を推進する」ところは、「多様な指導の充実」、そういうことで来年度は検討したらいいと思っております。

(4)のところ、「子どもたちが生き方を学ぶ教育に取り組む」と。これは学習指導要領の

改訂その他踏まえて、「子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進」、キャリア教育というキーワードでおさえていったらどうかと思います。

(7)ですが、「食に関する教育に努める」と。これは食育基本法が策定されたわけですから、ここは「食に関する教育」というよりも「食育」とされてもいいのではないかと、そのように思っております。

それらについては、来年度、全面改定するときには十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 中村委員長 ありがとうございます。今のは原案の修正ということではなくて、来年度、そういう点を生かしていただきたいというご意見でよろしいですね。
- 田中委員 はい、結構です。
- 中村委員長 ほか、ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

- 中村委員長 では、今皆さんから一部改定についての原案は結構ですという賛成ご意見をいただきました。ただし、来年度は全面的にどういう骨格でやるかとか、施策の方向はいらないのではないかと、あるいは直す方向の具体的なご意見もいただきましたが、それを是非してもらいたいという意見がありましたけれども、お諮りいたします。

教育委員会教育目標の一部改定について、内容は事務局から提案した方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

- 中村委員長 では、これで決定ということでよろしくお願いいたします。

ただし、今回は一部改定につきまして協議いたしましたけれども、来年度につきましては、新学習指導要領の実施状況、教室まで届いているかとか、この教育目標が子どもの力になっているかとか、それから学校教育振興基本計画とか他の個別計画4つございましたけれども、それが全部明らかになった段階で骨格を含めて全面改定をする必要があるというご意見がお二人からありましたので、是非その方向については来年度よろしくお願いいたしますという意見を付け加えます。

そして今日の立川市教育委員会の教育目標については、本日方向性を確認していただきましたので、次回、議案として提出するということでございます。

協議を終了いたします。

その他

- 中村委員長 その他、第30回立川市中学生の主張大会・発表者一覧というお手元の資料にもとづいて、私から説明させていただきたいと思います。

11月6日土曜日、市民会館にて第30回立川市中学生の主張大会が開催されました。

それぞれの地区とか中学校を代表する15名の中学生が、日頃から感じている主張を発表いたしました。古岡委員は診療の関係で参加できませんでしたけれども、田中委員、宮田委員、

澤教育長が参加いたしました。

15 名とも、発表、主張も非常にすばらしかったのですが、市長賞には、砂川地区、立川第五中学校の相馬さんが選ばれました。

内容は、生活委員として校内のごみ拾い活動に参加することで五中の雰囲気を明るく生活しやすい、学習しやすい環境に少しずつ、少しずつ努力しながら変えていったというその努力の体験を、自信を未来の糧にしていきたいと力強く語ったもので、聴いている多くの方が感激いたしました。中には涙して聴いている方もいらっしゃいました。

報告は以上でございます。

○中村委員長 その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

閉会の辞

○中村委員長 それでは、平成 22 年第 21 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回、平成 22 年第 22 回立川市教育委員会定例会は、11 月 25 日木曜日、午後 1 時 30 分から、104 会議室にて開催いたしますので、委員の皆さん、出席をよろしくお願いいたします。

午後 2 時 0 0 分閉会

署名委員

.....

委員長